

京都市における 不良な生活環境を解消するための 支援及び措置について

平成29年8月
京都市保健福祉局

Ⅰ いわゆるごみ屋敷条例

目的・基本方針，支援等



不良な生活環境

建築物等における

- 物の堆積又は放置,
- 多数の動物の飼育, これらへの給餌又は給水
- 雑草の繁茂 等

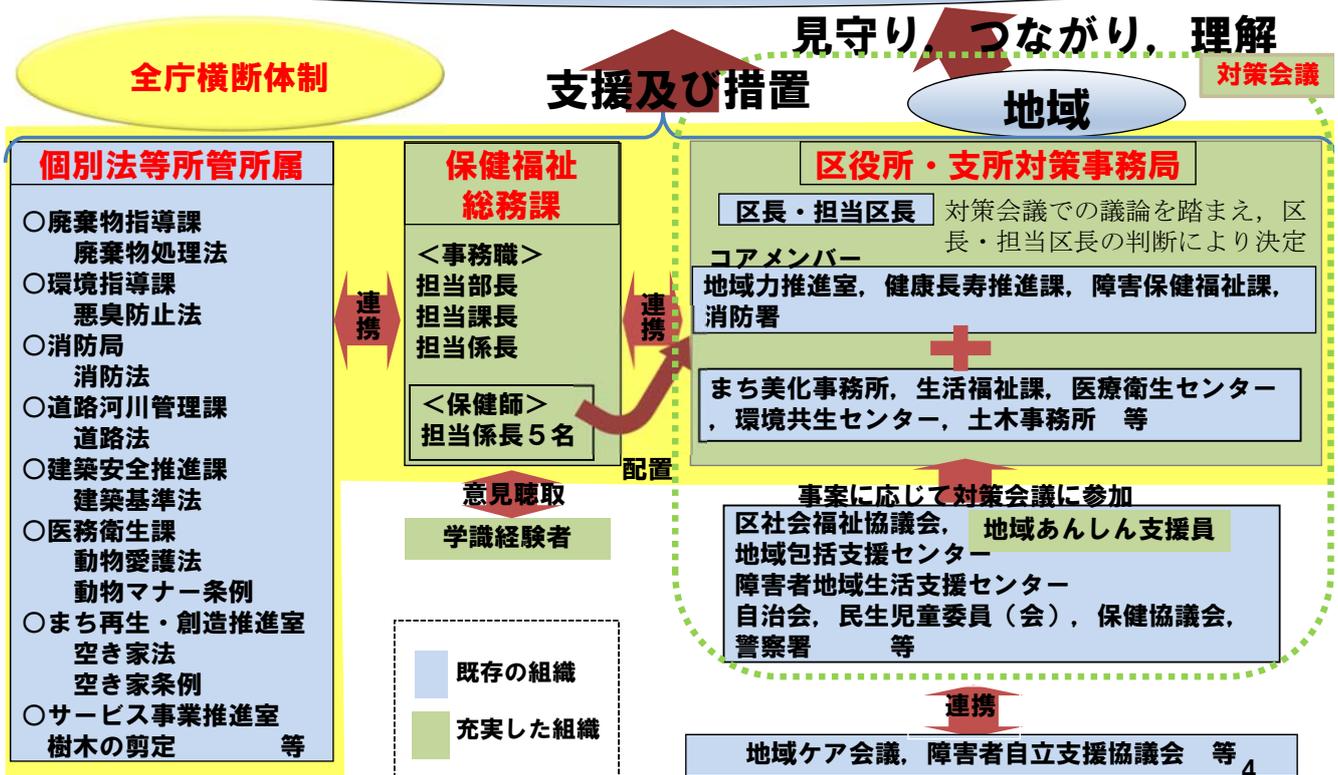
- 当該建築物等における生活環境
- その周囲の生活環境

衛生上, 防災上又は防犯上支障が生じる程度に不良な状態

3

II 推進体制

不良な生活環境を生じさせている方＝要支援者



4

Ⅲ 取組の流れ

①相談・通報等による把握 市民からの相談・通報，保健福祉センターや消防署職員の訪問活動等により把握

対策事務局内で情報収集（適用施策等の関わり），調査実施課や調査方針の決定

②調査・状況把握 2名以上の職員による把握した世帯の調査（外観調査，屋内調査，心身の状態，親族関係，福祉給付の受給状況等）

③判定 対策会議において判定
「不良な生活環境」「不良な生活環境ではない」

立入調査
調査結果の提供

④支援 ○家庭訪問，声掛け，見守り，生活相談
○必要な保健福祉施策の適用
○不良な生活環境の解消に向けての説得，清掃

保健福祉総務課による判定の妥当性の検証と意見

⑤判定 生活環境の改善状況や見守り体制を踏まえ，対策会議において判定 「不良な生活環境が解消」

⑥継続的な見守り等 不良な生活環境に戻らないような継続的な見守りや清掃

5

不良な生活環境判定チェックシート(物の堆積・放置)

いずれかの小項目において，ひとつでも「a」判定がある場合 不良な生活環境と判定する。

参考

大項目	小項目	観点	基準	各基準の説明
周囲の生活環境に与える影響	ハエ，蚊，ゴキブリ，ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	当該建築物等の周囲で害虫が多数発生しており，容易に目視できる。
			b	当該建築物等の周囲で，ネズミが発生している。
			c	当該建築物等の周囲で害虫が発生しており，物をよけた際に目視できる。
	臭いの発生	臭いの発生によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が，過半数以上である。
			b	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が半数以下である。
			c	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が誰もいない。
	火災発生の危険性	火災発生の危険性の程度によって，防災上・防犯上の危険性を判定する。	a	屋外に紙等の可燃物が堆積しており，敷地外から容易に火をつけることが可能である。又は周囲で放火が発生している。
			b	屋外に紙等の可燃物が堆積しているが，敷地外から容易に火をつけることはできない。
			c	屋外に堆積物があるが，可燃物は少なく，堆積物を原因とする火災が発生する蓋然性が低い。（一般家屋と同程度）
	通行上の危険性の発生	通行上の危険性の程度によって，防災上の危険性を判定する。	a	堆積物が敷地外の公道にはみ出している。堆積物は敷地内に収まっているが，公道近くに山積みされており，崩落すれば，通行者，通行車両等に危害が直ちに及ぶ。
			b	堆積物が他者も使用する私道等にあり，他者の通行の支障を生じさせている。又は災害時の避難の際に支障を生じる可能性がある。堆積物は敷地内に収まっているが，公道近くに山積みされており，崩落すれば，通行者，通行車両等に危害が及ぶ可能性があるものの，当該公道の使用は限定的で，通行者，通行車両等に危害が及ぶ危険性が低い。
			c	堆積物を原因とする通行上の危険が発生する蓋然性が低い。（一般家屋と同程度）
その他の不良な状態	その他の事象により，不良な生活環境となっている。	a	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。	
		b	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。	
		c	一般家屋と同程度	

6

大項目	小項目	観点	基準	各基準の説明
当該建築物等の生活環境に与える影響(当該建築物等に居住者がいる場合に限る。)	堆積物の内容	堆積している物の内容によって、衛生上不良な状態を判定する。	a	堆積物に多数の生ごみ、汚物及びそれが付着している物品等がある。(45lのごみ袋に換算して、5袋以上)
			b	堆積物に少数の生ごみ、汚物及びそれが付着している物品等がある。
			c	堆積物に、生ごみ、汚物及びそれらが付着している物品等がほとんど含まれていない。
	ハエ、蚊、ゴキブリ、ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生の程度によって、衛生上不良な状態を判定する。	a	当該建築物等に害虫が多数発生しており、容易に目視できる。当該建築物等で、多数のネズミが発生している。
			b	当該建築物等に害虫が発生しており、物品をよけた際に目視できる。当該建築物等で、ネズミが発生している。
			c	当該建築物等に、害虫の発生は見られない。又はわずかしが見られない。
	臭いの発生	臭いの発生の程度によって、衛生上不良な状態を判定する。	a	臭気の判定を行った全員が、生活に耐えられない臭気があると判定した。
			b	臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が過半数以上である。
			c	臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が半数以下である。
	火災発生の危険性	火災発生の危険性の程度によって、防災上・防犯上の危険性を判定する。	a	火気を使用する場所の真近に可燃物が堆積している。
			b	可燃物が堆積しているが、火気を使用する場所の近くに堆積していない。
			c	堆積物があるが、可燃物は少なく、堆積物を原因とする火災が発生する蓋然性が低い。(一般家屋と同程度)
その他の不良な状態	その他の事象により、不良な生活環境となっている。	a	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。	
		b	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。	
		c	一般家屋と同程度	

不良な生活環境判定チェックシート(多頭飼育)

大項目	小項目	観点	基準	各基準の説明
周囲の生活環境に与える影響	臭いの発生	臭いの発生の程度によって、衛生上不良な状態を判定する。	a	臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が、過半数以上である。
			b	臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が半数以下である。
			c	臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が誰もいない。
	ハエ、蚊、ゴキブリ、ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生の程度によって、衛生上不良な状態を判定する。	a	当該建築物等の周囲で害虫が多数発生しており、容易に目視できる。
b			当該建築物等の周囲で害虫が発生しており、物品をよけた際に目視できる。	
c			当該建築物等の周囲で、害虫の発生は見られない。又はわずかしが見られない。	
その他の不良な状態	その他の事象により、不良な生活環境となっている。	a	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。	
		b	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。	
		c	一般家屋と同程度	
当該建築物等の生活環境に与える影響(当該建築物等に居住者がいる場合に限る。)	臭いの発生	臭いの発生の程度によって、衛生上不良な状態を判定する。	a	臭気の判定を行った全員が、生活に耐えられない臭気があると判定した。
			b	臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が過半数以上である。
			c	臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が半数以下である。
	ハエ、蚊、ゴキブリ、ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生の程度によって、衛生上不良な状態を判定する。	a	当該建築物等に害虫が多数発生しており、容易に目視できる。当該建築物等で、多数のネズミが発生している。
b			当該建築物等に害虫が発生しており、物品をよけた際に目視できる。当該建築物等で、ネズミが発生している。	
c			当該建築物等に、害虫の発生は見られない。又はわずかしが見られない。	
その他の不良な状態	その他の事象により、不良な生活環境となっている。	a	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。	
		b	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。8	
		c	一般家屋と同程度	

不良な生活環境判定チェックシート(雑草の繁茂等)			
大項目	小項目	観点	各基準の説明
周囲の生活環境に与える影響	ハエ, 蚊, ゴキブリ, ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生によって, 衛生上不良な状態を判定する。	a 当該建築物等の周囲で害虫が多数発生しており, 容易に目視できる。当該建築物等の周囲で, ネズミが発生している。
			b 当該建築物等の周囲で害虫が発生しており, 物品をよけた際に目視できる。
			c 当該建築物等の周囲で, 害虫の発生は見られない。又はわずかしは見られない。
	火災発生の危険性	火災発生の危険性の程度によって, 防災上・防犯上の危険性を判定する。	a 屋外に枯草・枯れ木等の可燃物が堆積しており, 敷地外から容易に火をつけることが可能である。又は周囲で放火が発生している。
			b 屋外に枯草・枯れ木等の可燃物が堆積しているが, 敷地外から容易に火をつけることはできない。
			c 雑草等は繁茂しているが, 雑草等を原因とする火災が発生する蓋然性が低い。(一般家屋と同程度)
	その他の不良な状態	その他の事象により, 不良な生活環境となっている。	a その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。
			b その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。
			c 一般家屋と同程度
当該建築物等の生活環境に与える影響(当該建築物等に居住者がいる場合に限る。)	ハエ, 蚊, ゴキブリ, ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生によって, 衛生上不良な状態を判定する。	a 当該建築物等に害虫が多数発生しており, 容易に目視できる。当該建築物等で, 多数のネズミが発生している。
			b 当該建築物等に害虫が発生しており, 物品をよけた際に目視できる。当該建築物等で, ネズミが発生している。
			c 当該建築物等に, 害虫の発生は見られない。又はわずかしは見られない。
	その他の不良な状態	その他の事象により, 不良な生活環境となっている。	a その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。
			b その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。
			c 一般家屋と同程度

<清掃>

要支援者への支援の一環として要支援者の意思に従いつつ, 関係機関や地域の方々等からの協力を得ながら行う。

①安全配慮(清掃グッズの配布と使用後の処分)

→職員では行えない危険な清掃の委託, ボランティア保険の加入



帽子, マスク

ゴーグル2種

上着, ズボン

手袋2種

靴袋2種

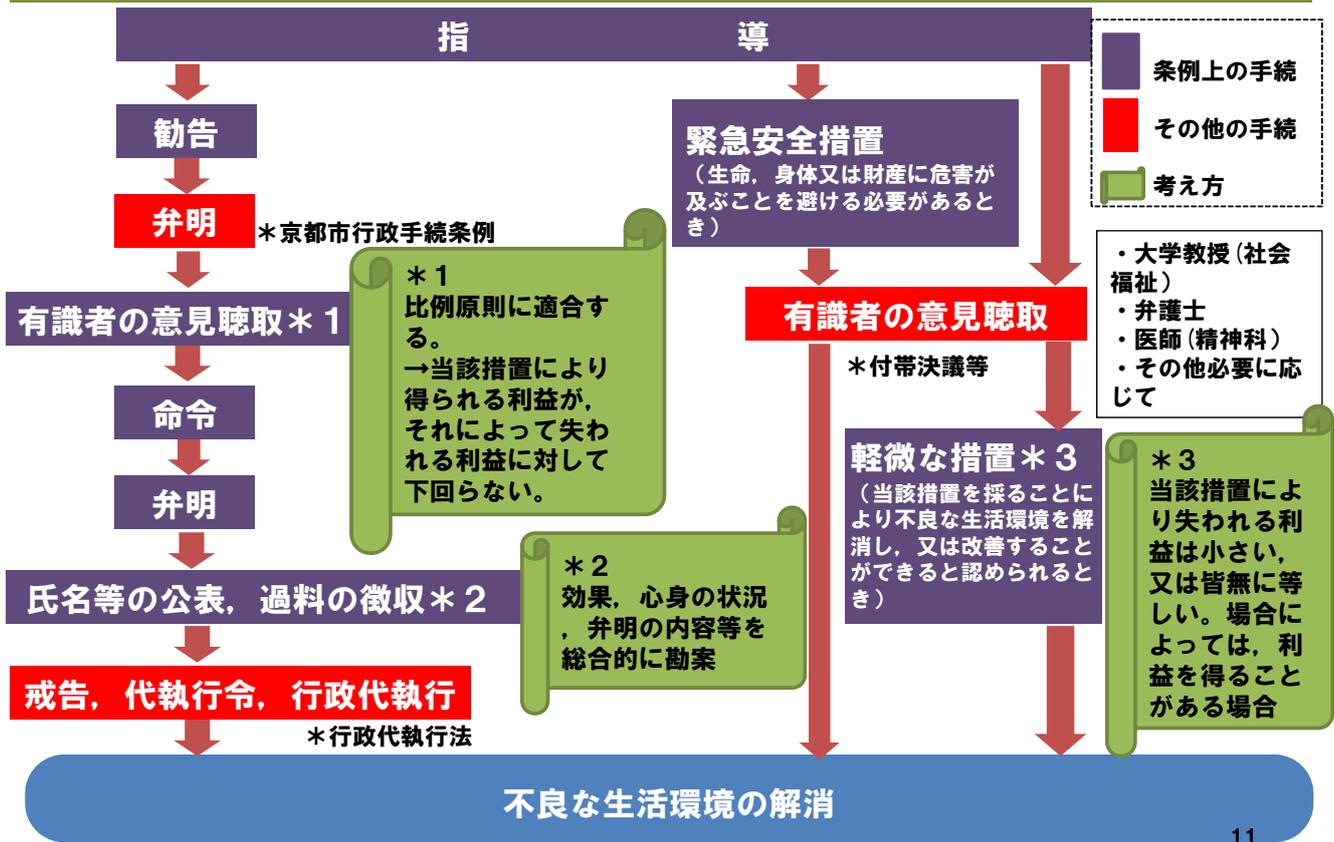
②ごみとごみ以外の物の分別

→その物の性状, 排出の状況, 通常の手配の形態, 取引価値の有無, 要支援者の意思その他の事情を総合的に勘案し, 廃棄物とその他の物とを分別する。

③費用徴収(原則, 本人負担)

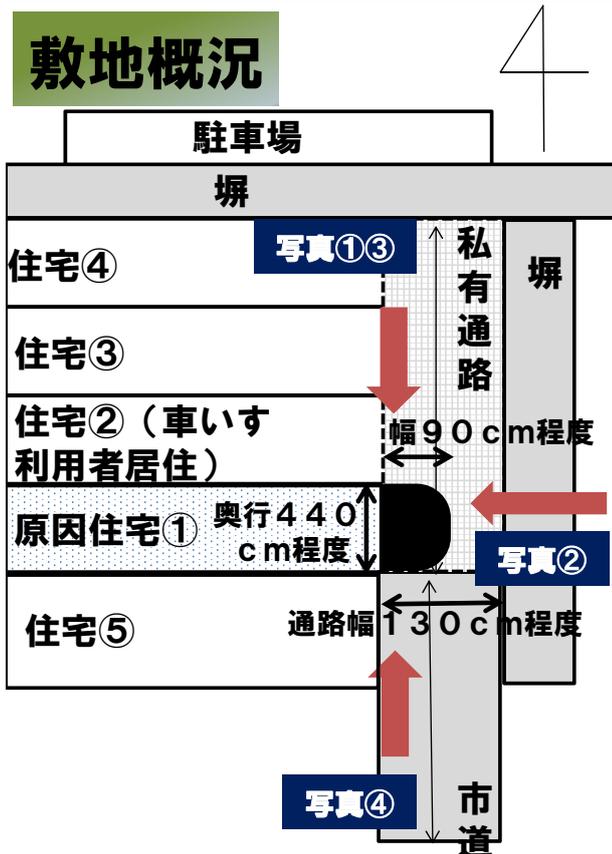
→不良な生活環境を生じさせたことに, 本人の責めに帰すべき事由がない場合は, 免除できる。

IV 措置の流れ



行政代執行

敷地概況



車いすを利用している近隣住民が、車いすから降りて、介助者の補助を受けなければ通行できない等、日常の通行の支障となっていることだけでなく、万が一の時には避難の支障となり、生命も脅かしかねない状態となっていた。

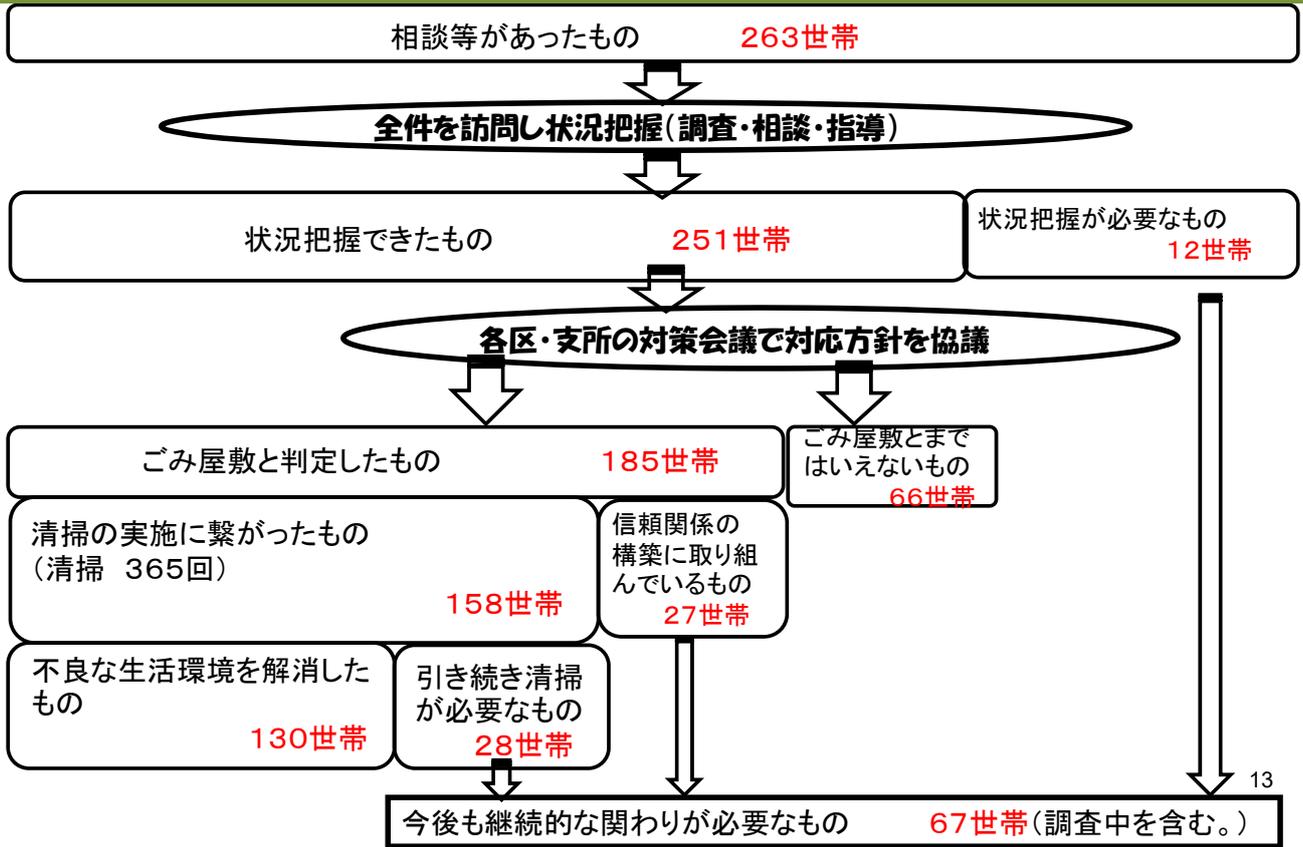


老朽化したベランダに物を堆積させており、崩落した場合、近隣住民の通行に危険を生じさせる可能性がある状態となっていた。



V ごみ屋敷対策の取組状況

28年度末現在



VI ごみ屋敷対策の段階別実施・検討項目

①行政関与の妥当性の検討

②基本方針, ごみ屋敷の定義, 権限付与, 業務上の位置づけの検討

③組織・人員体制の整備, 協力連携体制の構築, 専門性の確保

④取組の実施, 運用方法の検討

試行錯誤, 行き詰まり

⑤ノウハウの蓄積, 類型別の取組手法の検討, 外部意見の聴取

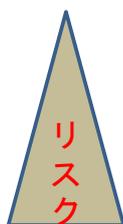
ごみ屋敷の 支援の視点から

15

ごみ屋敷を考えてみる…

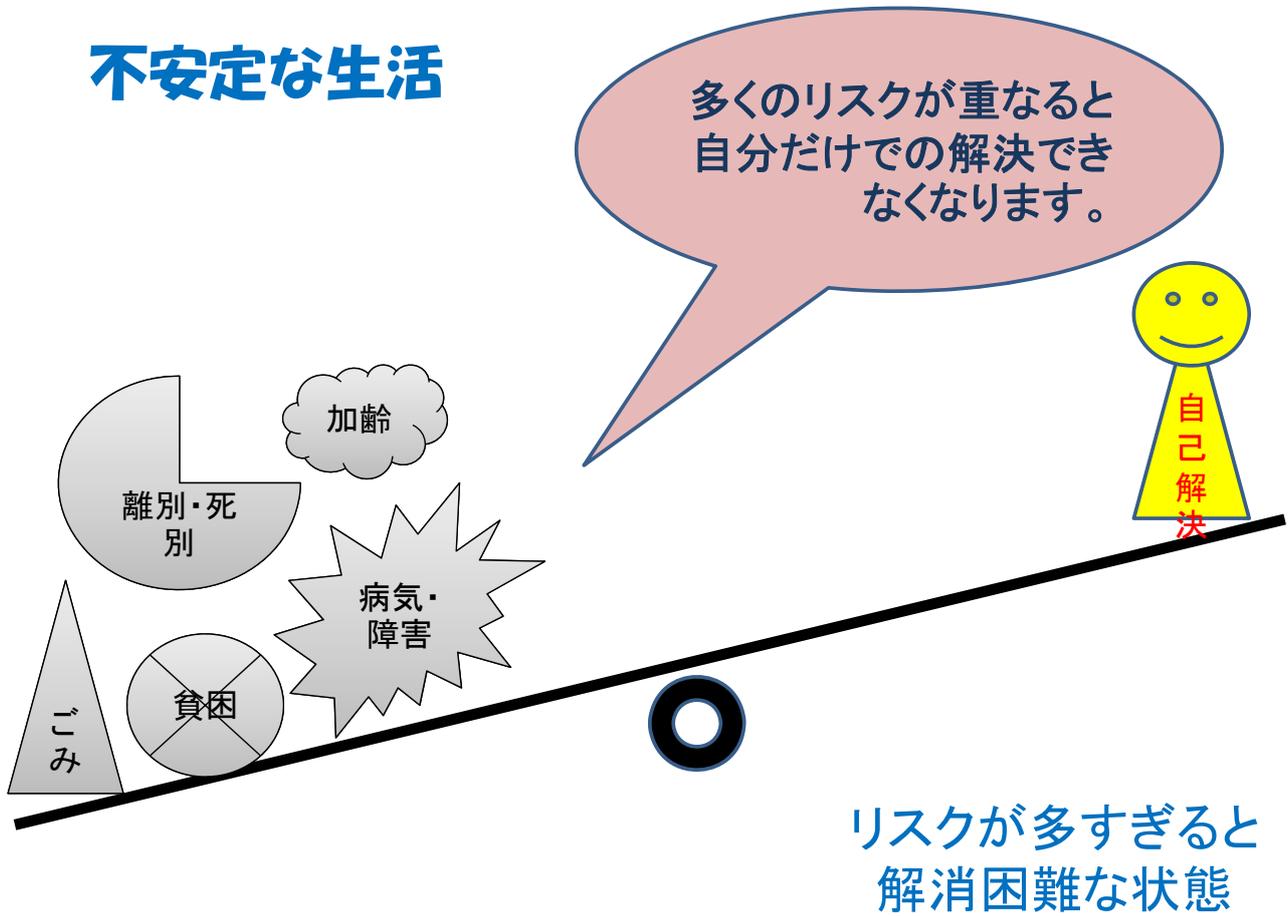
安定した生活

私たちは色んなリスクとバランスをとりながら生活しています。

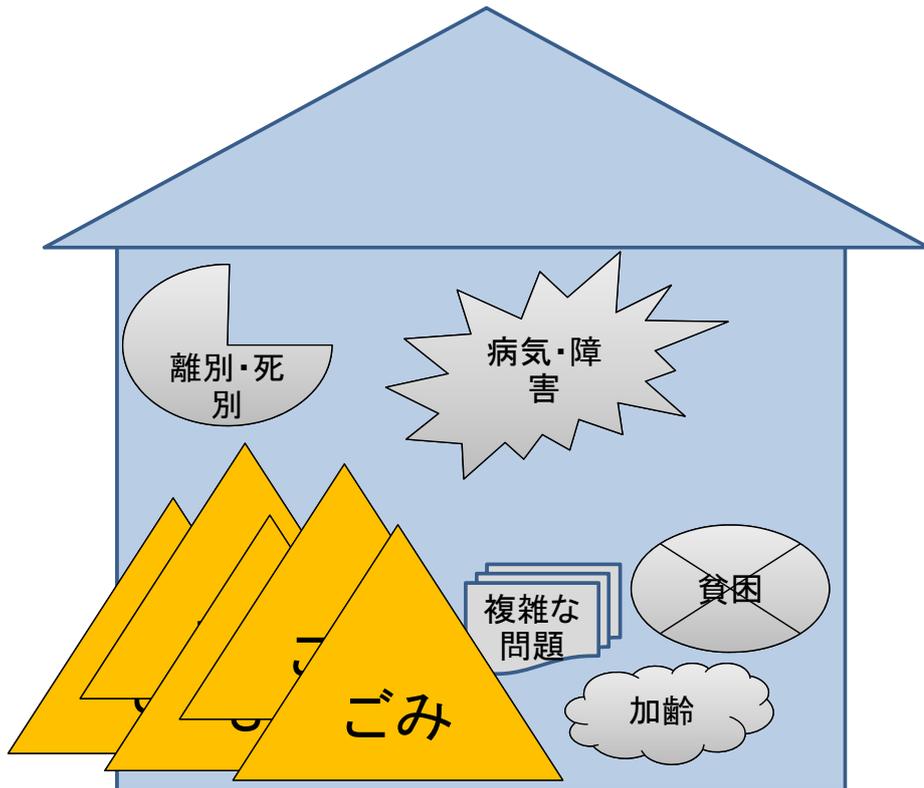


自分で解消

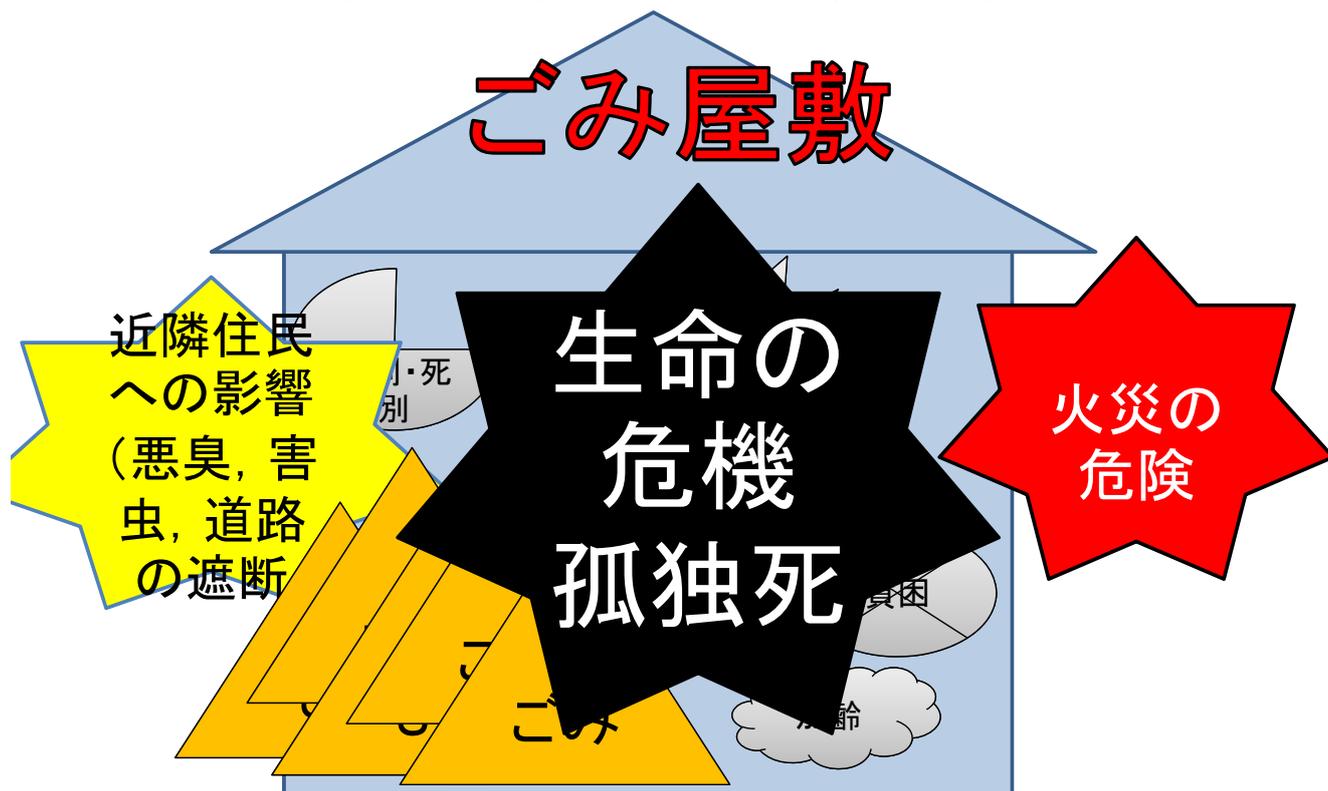
不安定な生活



もの(ごみ)が堆積する過程



「不良な生活環境」の判定



ごみ屋敷になる様々な原因

①体力・気力の衰え(加齢や抑うつ, セルフケア能力の衰え 等)

②収集(仕事, 収集癖, 強迫行動, 買い物依存 等)

③溜め込み(もったいない, 思い出の品 等)

④整理・廃棄が苦手(分別できない, ごみの出し方が分からない, 優先順位の付け方が独特, 片付けまでの自分なりのプロセスがある, 計画が壮大で着手までに至らない 等)

⑤家族構成の変化(死別・離別・子の独立, 絶縁状態 等)

⑥キャパシティオーバー(育児・介護・仕事の過重負担, 愛玩動物の多頭飼育 等)

⑦その他(清潔観念がない。問題意識がない。ごみの出し方を注意され不安 等)

疾病

(認知症, 統合失調症等)

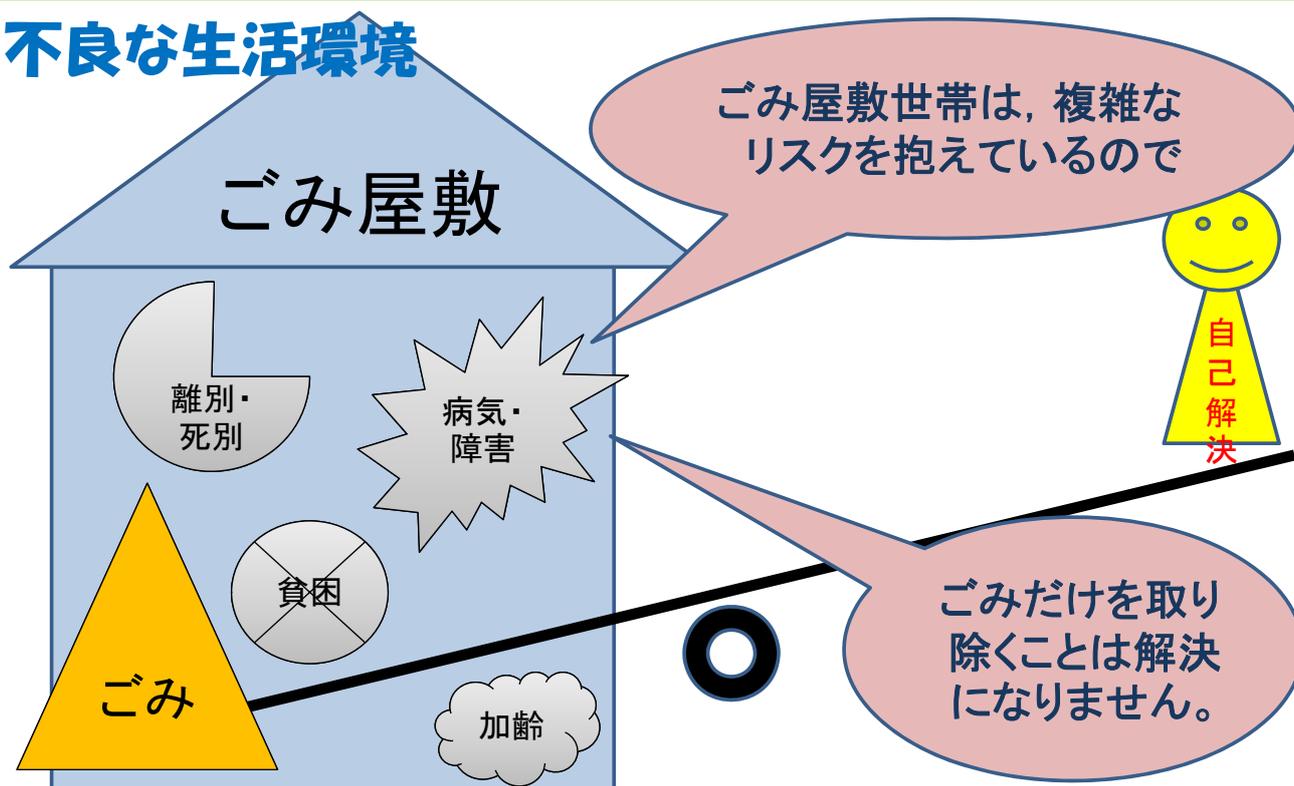
障害

(精神, 知的, 身体)(発達障害を疑うような行動や考え方の偏り, こだわりなどの傾向)

があることも。

ごみ屋敷の解消に向けて…

不良な生活環境



<対応方針の視点>

- 1 要支援者であるかどうかの見極め
- 2 対応方針(要支援者への適用施策の有無や清掃の実施等)や各関係機関の役割の検討

<対応・取組のポイント>

1 伝え方・表現

堆積物≠「ごみ」≠「荷物」「もの」

(×)「廃棄する。」「捨てる。」「処分する。」

(○)「整理する。」「再利用する。」「リサイクルする。」

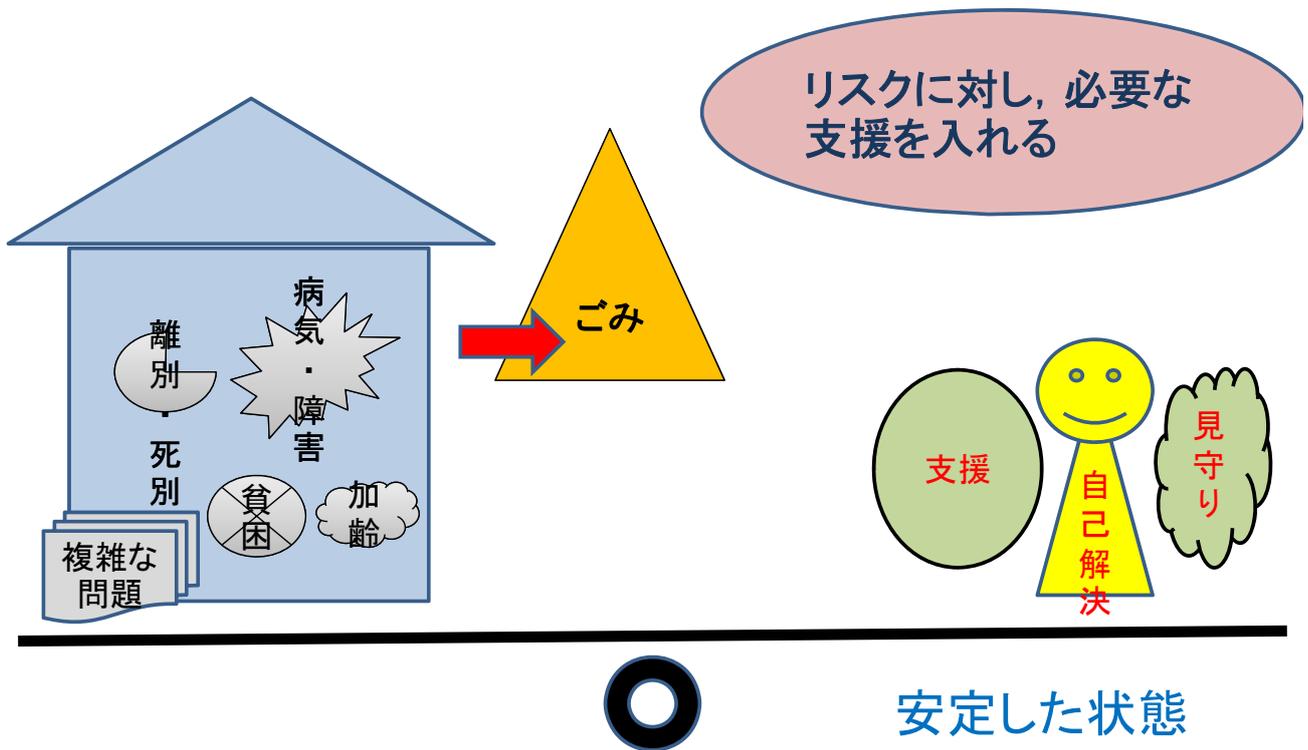
2 人間関係の構築, キーパーソンの参画

困りごとに寄り添う形で話を聞く。

3 関係機関の連携

4 タイミング

不良な生活環境が解消



ごみ屋敷への対応方法と困難事例・・・



支援を受けられない様々な理由

① 自己能力過大評価型(「自分でできる。」等)

② 履行先送り型(「後で片づける。」「春になったら片づける。」等)

③ こだわり型(「全部いる。」「売り物だ。」「思い出だ。」等)

④ プライド型(「見られたくない。」「知られたくない。」「恥ずかしい。」「申し訳ない。」「役所の世話にはならない。」等)

⑤ 他罰型(「自分の家以外の他所の場所にも汚いところがある。」等)

⑥ 課題無認識・正当化型(「問題なく生活できる。」「足腰を鍛えるのに、ちょうどいい。」「不法侵入を防いでいる。」「近所から迷惑だといわれたことがない。」等)

⑦ 接触・交渉不可型(「会いません。」「忙しい。」「霊が見える。」等)

疾病

(認知症, 統合失調症等)

障害

(精神, 知的, 身体)(発達障害を疑うような行動や考え方の偏り, こだわりなどの傾向)

があることも。

原因に応じた対応は・・・

25

支援事例を通して分かったこと

- 当事者にとってはごみではない。ごみと認識している人でも捨てるのは難しい。
- 貯められた過程を反映してさまざまな形がある。
- ごみ屋敷になる原因は様々で複合的。
- 考え方の偏りやこだわりが強い傾向があり, 支援は共感, 説得, 指導など試行錯誤。
- 清掃は自主解決が基本。
- 支援による清掃は一斉清掃や小規模清掃。

これからのごみ屋敷対策

予防の視点, 情報の共有

ごみ屋敷は**生命の危険**と隣り合わせ

スーパーハイリスク



長い年月を経たごみ屋敷を作らない
関係機関で情報の共有が必要
(支援のタイミングを逃さない)